

## 新潟市指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請等手続要領

### 1 趣旨

この要領は、新潟市に所在地を有する病院、診療所、若しくは薬局の開設者（以下「医療機関の開設者」という。）、訪問看護を実施している訪問看護事業者、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者（以下「訪問看護事業者等」という。）が、新潟市長（以下「市長」という。）に対して、次の事項に該当するときに必要な手続きについて定めるものとする。

- （１） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５９条第１項の規定による指定の申請
- （２） 法第６４条の規定による変更の届出
- （３） 法第６５条に規定する指定辞退の申出

### 2 指定の申請

（１） 医療機関の開設者は、法第５９条第１項の規定による市長の指定を受けようとする場合は、指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（別記様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（２） 上記（１）で申請があった場合は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果を速やかに申請者へ通知することとする。なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

### 3 変更の届出

（１） 指定自立支援医療機関（病院または診療所）の開設者は、次の事項の一に該当するに至ったときは、指定自立支援医療機関変更等届出書（別記様式第２号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

- ア 病院または診療所の名称、所在地または医療機関コードに変更があったとき。
- イ 開設者の住所または氏名若しくは名称に変更があったとき。
- ウ 標榜している診療科名（担当する医療の種類に関係があるものに限る。）に変更があったとき。

- エ 自立支援医療を主として担当する医師の指名及び経歴に変更があったとき。
- オ 自立支援医療を行うために必要な設備または体制の概要に変更があったとき。
- カ 診療所にあつては、患者を収容する施設または収容定員に変更があったとき。
- キ 当該医療機関を休止し、廃止または再開したとき。
- ク 医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条または第29条に規定する処分を受けたとき。

(2) 指定自立支援医療機関（訪問看護事業者等）の開設者は、次の事項の一に該当するに至ったときは、指定自立支援医療機関変更等届出書（別記様式第2号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

- ア 指定訪問看護事業者等の名称、所在地または訪問看護機関ステーションコードに変更があったとき。
- イ 当該指定訪問看護ステーション等の名称または所在地に変更があったとき。
- ウ 当該指定訪問看護ステーション等において指定訪問看護等に従事する職員の定数に変更があったとき。
- エ 当該指定訪問看護ステーション等において行う指定訪問看護等の事業を休止し、廃止または再開したとき。
- オ 健康保険法（大正10年法律第70号）第95条、介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項に規定する処分を受けたとき。

(3) 指定自立支援医療機関（薬局）の開設者は、次の事項の一に該当するに至ったときは、指定自立支援医療機関変更等届出書（別記様式第2号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

- ア 薬局の名称、所在地または薬局コードに変更があったとき。
- イ 開設者の住所または氏名若しくは名称に変更があったとき。
- ウ 調剤のために必要な設備または施設の概要に変更があったとき。
- エ 当該医療機関を休止し、廃止または再開したとき。
- オ 薬事法（昭和35年法律第145号）第72条第4項または第75条第1項に規

定する処分を受けたとき。

#### 4 指定の更新

(1) 法第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）は、別記様式第3号による指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書により市長に提出しなければならない。

(2) 上記(1)で申請があった場合は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果を速やかに更新申請者へ通知することとする。

#### 5 指定の辞退

指定自立支援医療機関の開設者は、法第65条の規定により指定を辞退しようとする場合は、指定自立支援医療機関指定辞退申出書（別記様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

#### 6 指定自立支援医療機関台帳の作成

(1) 市長は、指定自立支援医療機関（精神通院）台帳（別記様式第5号）を作成する。

(2) 市長は、指定自立支援医療機関（精神通院）台帳の変更を行ったときには、各月ごとに社会保険診療報酬支払基金新潟支部及び新潟県国民健康保険団体連合会に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にある改正前の別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第3号及び別記様式第4号、並びに別紙1及び別紙2の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書

保険医療機関	名 称			
	所 在 地	〒 ー 電話番号 ( )		
	医療機関等コード			
開設者又は事業代表者	住 所	〒 ー 電話番号 ( )		
	氏名又は名称			
	生 年 月 日		職 名	
標ぼうしている診療科名				
担当しようとする医療の種類		精神通院医療		
主として担当する医師または薬剤師の氏名				
主として担当する医師または薬剤師の経歴				
訪問看護ステーション等における職員の定数				

上記のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を受けたいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定により、申請します。

また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいづれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住 所  
申請者  
氏 名

〔 法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名 〕

(宛先) 新潟市長

## 別記様式第1号(裏面)

### (指定申請書記載要領)

- I 病院または診療所の場合
  - 1 「保険医療機関」欄の「名称」、「所在地」及び「医療機関等コード」欄は、保険医療機関の正式名称、所在地及び医療機関コード(7桁)を記載すること。
  - 2 「開設者または事業代表者」欄の「住所」及び「氏名または名称」欄には、保険医療機関の開設者の住所及び氏名または名称を記載すること。開設者が法人の場合は、法人の名称並びに代表者の職名及び氏名を記載すること。
  - 3 「標榜している診療科名」欄については、標榜している診療科目が多数ある医療機関は、精神通院医療に主に関係する診療科目のみ記載で差し支えない。
  - 4 「担当しようとする医療の種類」欄は、「精神通院医療」と記載する。
  - 5 「主として担当する医師または薬剤師の氏名」欄には、指定自立支援医療を主として担当する医師の氏名を記載すること。
  - 6 「主として担当する医師または薬剤師の経歴」欄には「別紙」と記載し、別紙1「経歴書」を記載し添付すること。
  - 7 「訪問看護ステーション等における職員の定数」の各欄については、精神通院医療を行う医療機関の場合は記載不要。
- II 薬局の場合
  - 1 「保険医療機関」欄の「名称」、「所在地」及び「医療機関等コード」欄は、保険薬局の正式名称、所在地及び薬局コード(7桁)を記載すること。
  - 2 「開設者または事業代表者」欄の「住所」及び「氏名または名称」欄には、保険薬局の開設者の住所及び氏名または名称を記載すること。開設者が法人の場合は、法人の名称並びに代表者の職名及び氏名を記載すること。
  - 3 「標榜している診療科名」及び「訪問看護ステーション等における職員の定数」の各欄については、保険薬局の場合は記載不要。
  - 4 「担当しようとする医療の種類」欄は、「精神通院医療」と記載する。
  - 5 「主として担当する医師または薬剤師の氏名」欄には、指定自立支援医療を主として担当する薬剤師の氏名を記載すること。
  - 6 「主として担当する医師または薬剤師の経歴」欄には「別紙」と記載し、別紙2「経歴書」を記載し添付すること。また、薬剤師免許証の写しも添付すること。
- III 訪問看護事業者の場合
  - 1 「保険医療機関」欄の「名称」、「所在地」及び「医療機関等コード」欄は、指定自立支援医療を行う訪問看護ステーション等の正式名称、所在地及び訪問看護ステーションコード(7桁)を記載すること。
  - 2 「開設者または事業代表者」欄の「住所」及び「氏名または名称」欄には、訪問看護事業者の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。開設者が法人の場合は、法人の名称並びに代表者の職名及び氏名を記載すること。
  - 3 「標榜している診療科名」、「主として担当する医師または薬剤師の氏名」及び「主として担当する医師または薬剤師の経歴」の各欄については、訪問看護事業者の場合は記載不要。
  - 4 「担当しようとする医療の種類」欄は、「精神通院医療」と記載する。
  - 5 「訪問看護ステーション等における職員の定数」欄には「別紙」と記載し、別紙3「訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護または指定居宅サービス(介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)若しくは指定介護予防サービス(介護保険法第8条の第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。)に従事する職員の定数」に保健師、看護師、理学療法士及び作業療法士等の職種ごとに記載すること。

### (誓約項目)

- 1 第4号関係  
申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 2 第5号関係  
申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 3 第5号の2関係  
申請者が、労働に関する法律(労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、または執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 4 第6号関係  
申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。
  - (1) 指定を取り消された者が法人である場合  
取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。
  - (2) 指定を取り消された者が法人でない場合  
取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。
- 5 第8号関係  
申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。
- 6 第9号関係  
申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。
- 7 第10号関係  
第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。
- 8 第11号関係  
申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。
- 9 第12号関係  
申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。
- 10 第13号関係  
申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

指定自立支援医療機関（精神通院医療）変更等届出書

(医療機関コード)

(医療機関の名称)

(医療機関の所在地) 〒

届出事項	内 容	
保険医療機関の名称及び所在地，電話又は医療機関コード ( 年 月 日変更)	変 更 後	(電話 ) (医療機関コード： )
	変 更 前	(医療機関コード： )
開設者又は事業代表者の住所，氏名又は名称，生年月日，職名 ( 年 月 日変更)	変 更 後	(電話 )
	変 更 前	
標ぼうしている診療科名 ( 年 月 日変更)	変 更 後	
	変 更 前	
主として担当する医師または薬剤師の氏名 ( 年 月 日変更)	前 任 者 氏 名	
	後 任 者 氏 名	
	変 更 理 由	
	経 歴	
訪問看護ステーション等における職員の定数 ( 年 月 日変更)	変 更 事 項	
医療機関の休止，廃止または再開	年 月 日から 年 月 日まで休止 年 月 日から 廃止 ・ 再開	
	理 由	
医療法，健康保険法，介護保険法または薬事法による処分 ( 年 月 日処分)		

上記のとおり指定に係る事項に変更があったので，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第63条）の規定により，届け出ます。

年 月 日

住 所  
届出者  
氏 名

〔 法人にあつては，名称  
及び代表者の氏名 〕

(宛先) 新潟市長

## 別記様式第2号（裏面）

### （変更等届出書記載要領）

変更があった事項のみ記入し提出すること。特に注意することは下記のとおり。

#### I 病院または診療所の場合

- 1 「主として担当する医師または薬剤師の氏名」に変更があった場合は、後任者の「経歴」欄には、「別紙」と記載し、別紙1「経歴書」を記載し添付すること。
- 2 「訪問看護ステーション等における職員の定数」欄については、精神通院医療を行う医療機関の場合は記載不要。

#### II 薬局の場合

- 1 「主として担当する医師または薬剤師の氏名」に変更があった場合は、後任者の「経歴」欄には、「別紙」と記載し、別紙2「経歴書」を記載し添付すること。また、薬剤師免許証の写しも添付すること。

#### III 訪問看護事業者の場合

- 1 「訪問看護ステーション等における職員の定数」に変更があった場合は、「変更事項」欄には、「別紙」と記載し、別紙3「訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護または指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数」を記載し添付すること。



指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書

保険医療機関	名 称			
	所 在 地	〒 電話番号 ( )		
	医療機関等コード			
開設者又は事業代表者	住 所	〒 電話番号 ( )		
	氏名又は名称			
	生 年 月 日		職 名	
標ぼうしている診療科名				
担当しようとする医療の種類		精神通院医療		
主として担当する医師または薬剤師の氏名				
主として担当する医師または薬剤師の経歴				
訪問看護ステーション等における職員の定数				

上記のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新されたく申請します。

また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住 所  
申請者  
氏 名

〔 法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名 〕

(宛先) 新潟市長

## 別記様式第3号（裏面）

### （指定申請書記載要領）

- I 病院または診療所の場合
    - 1 「保険医療機関」欄の「名称」、「所在地」及び「医療機関等コード」欄は、保険医療機関の正式名称、所在地及び医療機関コード（7桁）を記載すること。
    - 2 「開設者または事業代表者」欄の「住所」及び「氏名または名称」欄には、保険医療機関の開設者の住所及び氏名または名称を記載すること。開設者が法人の場合は、法人の名称並びに代表者の職名及び氏名を記載すること。
    - 3 「標ぼうしている診療科名」欄については、標榜している診療科目が多数ある医療機関は、精神通院医療に主に係る診療科目のみ記載で差し支えない。
    - 4 「担当しようとする医療の種類」欄は、「精神通院医療」と記載すること。
    - 5 「主として担当する医師または薬剤師の氏名」欄には、指定自立支援医療を主として担当する医師の氏名を記載すること。
    - 6 「主として担当する医師または薬剤師の経歴」欄には「別紙」と記載し、別紙1「経歴書」を記載し添付すること。
    - 7 「訪問看護ステーション等における職員の定数」欄については、精神通院医療を行う医療機関の場合は記載不要。
  - II 薬局の場合
    - 1 「保険医療機関」欄の「名称」、「所在地」及び「医療機関等コード」欄は、保険薬局の正式名称、所在地及び薬局コード（7桁）を記載すること。
    - 2 「開設者または事業代表者」欄の「住所」及び「氏名または名称」欄には、保険薬局の開設者の住所及び氏名または名称を記載すること。開設者が法人の場合は、法人の名称並びに代表者の職名及び氏名を記載すること。
    - 3 「標ぼうしている診療科名」、「訪問看護ステーション等における職員の定数」の各欄については、保険薬局の場合は記載不要。
    - 4 「担当しようとする医療の種類」欄は、「精神通院医療」と記載すること。
    - 5 「主として担当する医師または薬剤師の氏名」欄には、指定自立支援医療を主として担当する薬剤師の氏名を記載すること。
    - 6 「主として担当する医師または薬剤師の経歴」欄には「別紙」と記載し、別紙2「経歴書」を記載し添付すること。また、薬剤師免許証の写しも添付すること。
  - III 訪問看護事業者の場合
    - 1 「保険医療機関」欄の「名称」、「所在地」及び「医療機関等コード」欄は、指定自立支援医療を行う訪問看護ステーション等の正式名称、所在地及び訪問看護ステーションコード（7桁）を記載すること。
    - 2 「開設者または事業代表者」欄の「住所」及び「氏名または名称」欄には、訪問看護事業者の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。開設者が法人の場合は、法人の名称並びに代表者の職名及び氏名を記載すること。
    - 3 「標ぼうしている診療科名」、「主として担当する医師または薬剤師の氏名」及び「主として担当する医師または薬剤師の経歴」の各欄については、訪問看護事業者の場合は記載不要。
    - 4 「担当しようとする医療の種類」欄は、「精神通院医療」と記載すること。
    - 5 「訪問看護ステーション等における職員の定数」欄には「別紙」と記載し、別紙3「訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護または指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数」に保健師、看護師、理学療法士及び作業療法士等の職種ごとに記載すること。
- （誓約項目）
- 1 第4号関係  
申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
  - 2 第5号関係  
申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
  - 3 第5号の2関係  
申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
  - 4 第6号関係  
申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない。
    - (1) 指定を取り消された者が法人である場合  
取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。
    - (2) 指定を取り消された者が法人でない場合  
取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。
  - 5 第8号関係  
申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。
  - 6 第9号関係  
申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。
  - 7 第10号関係  
第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の前60日以内にその申出に係る法人（事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。
  - 8 第11号関係  
申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。
  - 9 第12号関係  
申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。
  - 10 第13号関係  
申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

別記様式第4号

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定辞退申出書

医療機関	名 称	
	所在地	〒  (電話 )
当初指定年月日 及び通知番号		
指定医療機関としての医療の 担当を終了する年月日		
指定を辞退する理由		

※注意事項：指定を辞退する場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第65条の規定に基づき、1か月以上の予告期間が必要である。

上記のとおり障害者自立支援法第65条の規定により指定を辞退したいので申し出ます。

年 月 日

医療機関の開設者

住 所

氏 名

(あて先) 新潟市長

(表面)

別紙 1

### 経 歴 書 (医師用)

ふりがな 氏 名		生年月日	
現 住 所			
年 月 日	任	免	事 項

## 別紙1（裏面）

（経歴書記載要領）

「任免事項」欄は、次の点に留意し、記載すること。（主として担当する医師が複数ある場合には、そのうちいずれか1名について記載）。

- （1） 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。
- （2） 病院、診療所等医師が勤務した施設については、関係した専門科目名まで必ず記載すること。（例えば、〇〇医科大学精神科教室又は〇〇病院精神科のように記載し、〇〇医科大学、〇〇病院のように省略しないこと。）
- （3） 勤務先における身分（例えば、医長、医員、講師、助手等）を明確に記載すること。
- （4） 非常勤職員については、申請時点における直近1か月又は1週間あたりの勤務日数、延時間数を明確に記載すること。
- （5） 2以上の施設に兼務する等の場合にあつては、申請の対象となる施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記入すること。（例えば、〇〇医科大学精神科週4日（延〇〇時間勤務）等）
- （6） 精神科以外の診療科において精神医療を担当した場合は、担当した精神医療の内容を具体的に明記すること。（例えば、〇〇病院内科勤務（うつ病、てんかんの診療担当）等）

## 別紙2

## 経 歴 書(薬剤師用)

学 位		ふりがな 氏 名		生年月日	
現 住 所					
最 終 学 歴					
主たる 職 歴	※勤務期間・勤務先名称・身分・その身分での勤務月数を記載すること。				

(備考)「主たる職歴」には勤務先の身分(管理薬剤師・薬剤師・事務など)及びその月数を明確に記載すること(薬剤師経験3年(36か月)以上であることが分かるように記載すること)。また、薬剤師免許証の写し(A4サイズ)を添付すること。

別紙3

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護または指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

(備考) 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。